

## 介護保険

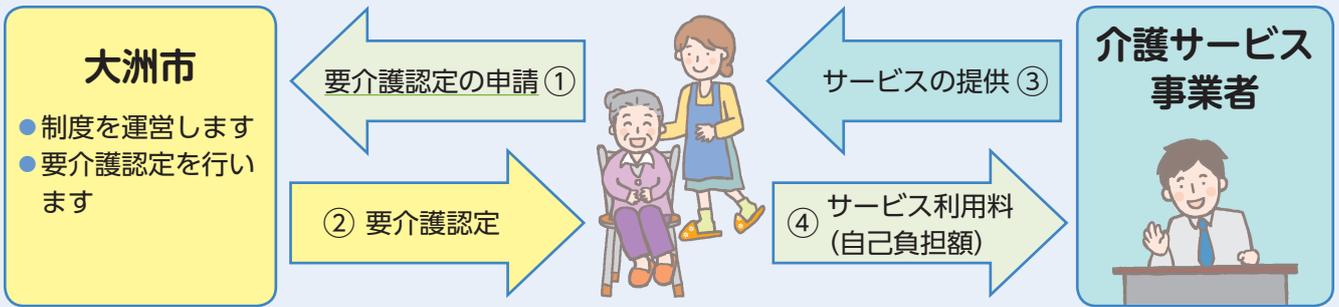
問 高齢福祉課 ☎24-1714

介護保険制度は高齢になって介護が必要になっても、安心して暮らすための制度です。

### 介護保険のしくみ

40歳以上の人が入会者(被保険者)となって保険料を負担し、介護や支援が必要となったときは、(介護や支援がどれくらい必要かを判断する)要介護認定を受けて、費用の一部を負担することで介護保険サービスが利用できます。

### 介護保険のしくみ



要介護認定を受けた場合に、1割または2割負担で介護保険サービスを利用できます。  
※今後一定以上所得者の利用者負担の見直しが予定されています

詳しくは P48をご参照ください

### 40歳以上の全ての人が入会者(被保険者)です

#### 40～64歳(第2号被保険者)



保険料は、医療保険の保険料と一括で徴収します。

#### 65歳以上(第1号被保険者)



保険料は、年金からの天引きなどで徴収します。  
(年金額が年額18万円未満の人は納付書などで納めます)

広告



介護付き有料老人ホーム

## 空海の里



居住の権利形態・利用権方式 利用料の支払い方式・月払い方式  
入居時の要件・入居時自立・要支援・要介護 介護保険・要介護認定介護保険特定施設(一般型特定施設)  
居室区分・全室個室 有料老人ホームの介護にかかわる職員数制-3以上

お問い合わせ

体験入居・施設見学受付中 (受付時間 / 平日 10:00 ~ 18:00)

0893-23-0120

入居者様・スタッフ募集

<http://kuukai-no-sato.jp/>

大洲市柚木 752-1

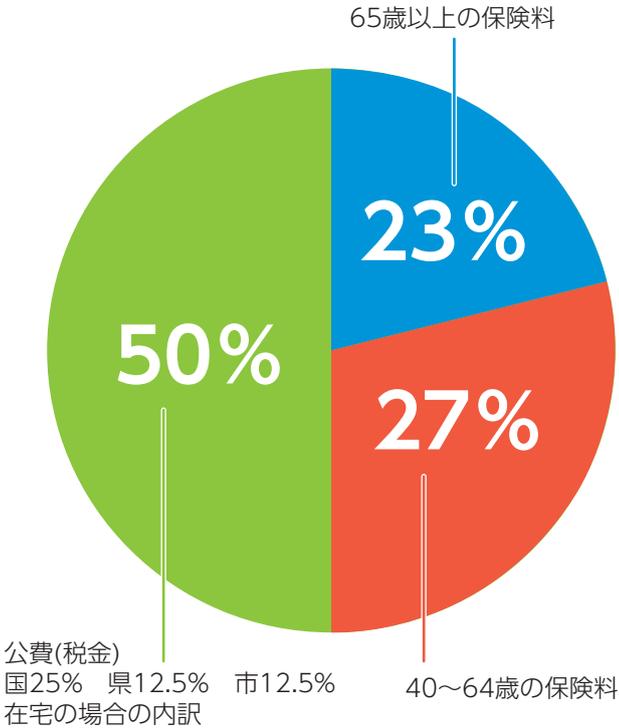
空海の里

検索

(株) JBP ケアサポート

40～60歳の保険料

40～64歳(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式で決まります。40歳以上が納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



65歳以上の保険料

【年金が年額18万円以上の人】

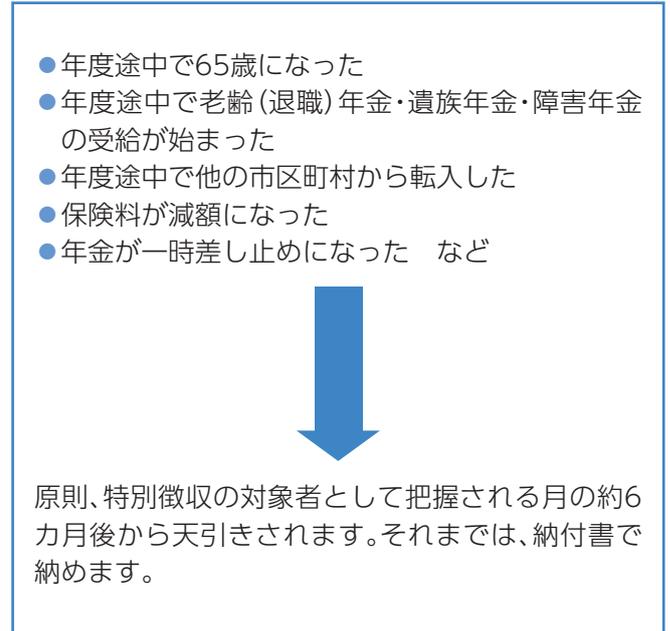
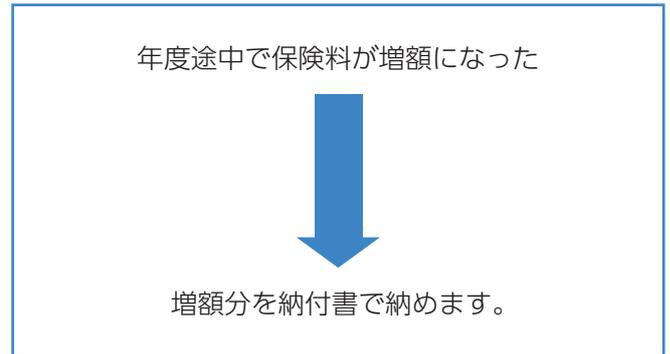
年金から天引きされます。(特別徴収)

保険料の年額が、年金の支払月に年6回に分けて天引きされます。

【年金の支払月】



年金から天引きされる場合でも、一時的に納付書で納めることがあります。



【年金が年額18万円未満の人】

納付書で各自納めます(普通徴収)

市から届く納付書を使い、市役所または取り扱い金融機関で納めます。

高齢の人

広 告

福祉用具レンタル・販売・住宅改修

〒795-0064 大洲市東大洲116

株式会社 アスト  
あっぷるケアサービス  
TEL:0893-24-1199  
FAX:0893-24-7799

AISEI 社会福祉法人  
愛生福社会  
特別養護老人ホーム 札掛の里  
ショートステイ ふだかけの里  
デイサービスセンター ふだかけ  
大洲市野佐来 479 (旧 南久米小学校)

☎ (0893) 23-4351  
FAX (0893) 23-4361

社会福祉法人 友愛会  
特別養護老人ホーム  
希望ヶ丘荘  
希望ヶ丘荘 アネックス  
☎ (0893) 25-3101  
大洲市菅田町菅田丙495番地34

尊厳と五感を大切に  
生活支援をいたします

## 忙しかったり、なかなか外出ができなかったりする人は介護保険料の口座振替が便利

### 【手続き】

- ①介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)を用意
  - ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に記入し、申し込み
- ※口座振替の開始は、通常、手続き完了の翌月からです  
 ※口座残高の確認を。残高不足で引き落としできない場合があります

## 保険料を滞納すると

特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、未納時期に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1割または2割である利用者負担が3割になったりします。保険料は必ず納めてください。

### 1年間滞納

サービスを利用したとき、利用料の全額をいったん自己負担しなければなりません。(9割または8割相当分が後で払い戻されます)

### 1年6カ月間滞納

後から払い戻されるはずの給付費(9割または8割相当分)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

### 2年以上滞納

未納期間に応じて、本来1割または2割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

## 介護保険サービスを利用するには

問 高齢福祉課 ☎24-1714

## 介護保険のサービスを利用できる人

### 40～64歳(第2号被保険者)

特定疾病(※)が原因で、介護が必要であると認定された場合にサービスを利用できます。

※特定疾病…加齢と関係がある疾病  
 筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、多系統萎縮症、初老期における認知症、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症、脳血管疾患、パーキンソン病関連疾患、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、がん末期

### 65歳以上(第1号被保険者)

介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。



広告

## 介護のエキスパート 福祉用具貸与・販売



株式会社

# リ・ライフ

～(株)西田興産グループ～  
大洲市徳森248番地

☎(0893)25-1001



大洲事業所 ☎(0893) 57-6100(代)  
 ディサービスゆうゆう大洲 ☎(0893) 57-6664  
 ショートステイゆうゆう大洲 ☎(0893) 57-6665  
 大洲市田口甲 1895-2



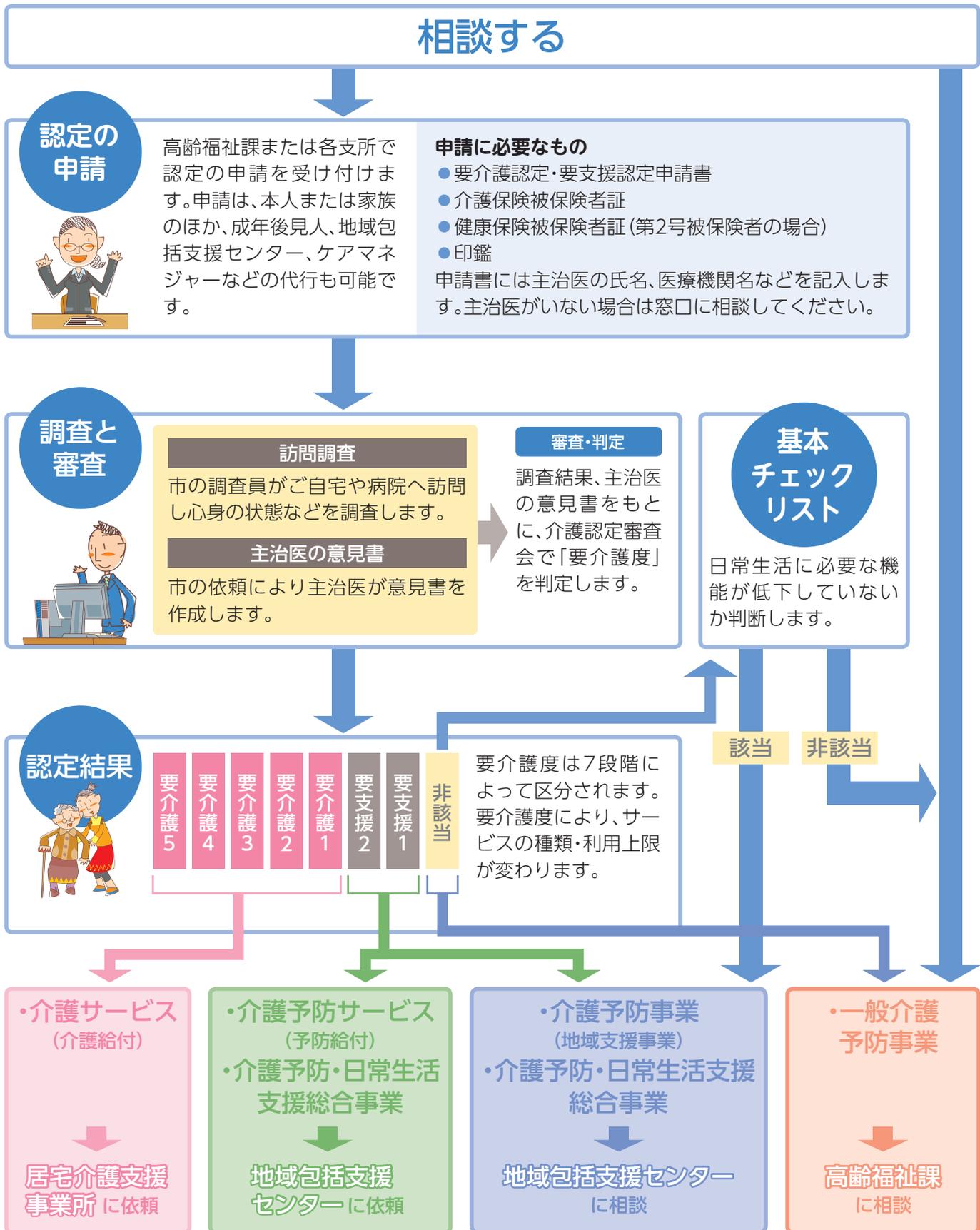
～心のケアを大切に～

株式会社 悠遊社

サービス付き高齢者住宅 ☎(0893) 57-6662  
 居宅介護支援事業所 ☎(0893) 57-6663  
 訪問介護事業所 ☎(0893) 57-6662  
 大洲市新谷 185 (ヤマダ電機裏)

## サービス利用までの流れ

高齢福祉課または地域包括支援センターへ希望するサービスなどをご相談ください。



## 高齢者の生活をサポート 地域包括支援センター

高齢者の生活をあらゆる面からサポートする総合相談機関です。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が対応し、関係機関と連携しながら支援を行っています。

※相談は無料で、秘密は厳守します

### 【主なサービス内容】

- 高齢者の健康状態や介護に関する相談支援、自立を目指した介護予防のケアプラン作成
- 高齢者の人権や財産を守る権利擁護（成年後見制度、高齢者虐待防止）に関する相談や支援
- 認知症の人への相談支援、認知症サポーター養成講座の開催
- 高齢者の健康や介護予防についての講話

- 大洲市地域包括支援センター  
サブセンター大洲中央  
大洲690-1  
☎24-21111 FAX24-0961  
担当地域…大洲【肱南、久米、肱北、喜多、平野、南久米、柳沢、新谷、三善、上須戒】
- サブセンター大洲西  
長浜甲480-3  
☎52-11111 FAX52-0637  
担当地域…大洲【八多喜】、長浜
- サブセンター大洲東  
肱川町山鳥坂72-1  
☎34-2340 FAX34-2314  
担当地域…大洲【平、菅田、大川】、肱川、河辺



介護のことで悩みがある。  
相談に乗ってほしい。



認知症について知りたい。  
認知症かもしれない、どうすればよい。

## 利用できるサービス

問 高齢福祉課 ☎24-1714

### 主な在宅サービス

サービスの種類	内容	介護予防サービス	総合事業
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーなどが、家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの身の周りの世話をを行います。		●
訪問看護	医師の指示のもと、看護師などが家庭を訪問して、健康状態の観察および症状に応じた看護などを行います。	●	
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴などの介護や機能訓練などを受けます。		●
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けます。	●	
認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	認知症高齢者を対象に、デイサービスセンターなどで日常生活上の支援や機能訓練を行います。	●	
小規模多機能型居宅介護	デイサービスのような通所サービスを中心に、必要に応じて自宅への訪問による介助や宿泊サービスを提供します。	●	
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差解消など小規模な住宅改修費の9割または8割を支給します。(上限あり)	●	
福祉用具貸与	歩行器、車いす、介護用ベッドなどをレンタルします。(一部制限あり)	●	
特定福祉用具購入費の支給	ポータブルトイレ、入浴用のいすなどの購入費の9割または8割を支給します。(上限あり)	●	

利用料金などについては次のページをご覧ください

## 入所系サービス

サービスの種類	内容	介護サービス	介護予防サービス
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	自宅で自立生活や介護を受けることが困難な人が入所し、食事、排せつなどの介護を受けて生活する施設です。	●	
介護老人保健施設	病状が安定している人で、病気やけがなどにより機能訓練などを必要とする人が入所する施設です。 (例)脳卒中などで身体にまひなどが残っていて、在宅での生活に向けて機能訓練を行うためなど。	●	
介護療養型医療施設	長期の療養を必要とする人が入所し、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを行う施設です。	●	
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。	●	
特定施設入居者生活介護	介護保険サービス事業所として指定を受けている有料老人ホームなどで、支援や介護が必要な入居者に、介護や日常生活上の世話をを行います。	●	●
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	グループホームで少人数で生活しながら、日常生活上の支援を行います。	●	● (要支援2の人が利用できます)

## 介護予防・日常生活支援総合事業

なるべく介護を必要としない暮らしを送り、もし必要となっても悪化させないようにするための総合的な予防事業です。要介護認定が軽度の人または非該当で一定の項目に該当した人はサービスを利用できるほか、介護予防のための活動を行いたい場合に支援を受けることもできます。

### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

事業名	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
内容	<b>【訪問型サービス】</b> ホームヘルパーの訪問介護サービスに相当するもので、洗濯、掃除などを支援します。 <b>【通所型サービス】</b> 通所介護サービスに相当するもので、施設などでの日常生活の支援や、生活向上のための支援をします。	<b>【介護予防普及啓発事業】</b> 介護予防のための教室や講演会を随時開催します。  <b>【地域介護予防活動支援事業】</b> ● サロンやサークルなどの立ち上げを支援します ● 活動を継続させ、内容を充実させるための支援をします
対象	● 要介護認定で要支援1または2の判定を受けた人 ● 基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人	● 65歳以上の全ての人 ● 65歳未満の介護予防の支援活動に関わる人

問 高齢福祉課 ☎24-1714

広告

**医療保険で** マッサージ施術がご利用出来ます。  
(※ただし、医師の同意が必要となります。)

株式会社 山斗

訪問マッサージ **とうり**

**桃 李**  
PEACH & PLUM

《訪問時間》9:00~18:00 《休業日》日曜日  
詳しくは、ホームページで検索を!!

療養マッサージ桃李 **検索**

〒795-0011 大洲市柚木587番地1

**0120-80-3595**

笑顔 慈愛 共に楽しく生きる

サービス~通い・訪問・お泊り

**亀の郷**

小規模多機能型居宅介護 **亀の郷**  
グループホーム **楽生苑**  
有料老人ホーム **楽 楽**

建物賃貸借方式、月払い方式、入居時自立 要支援 要介護  
在宅サービス利用可、職員体制(3:1以上)  
提携ホーム利用可

高齢者シェアハウス **亀 楽**

随時見学承ります

お問い合わせ 有限会社 エンジョイライフ  
大洲市松尾 465-1 ☎ 0893-57-6150

## 介護保険サービスの利用料は

問 高齢福祉課 ☎24-1714

- 在宅サービスを利用したときの自己負担額は、かかったサービス利用料の1割または2割※です。  
ただし、要介護ごとに支給限度額が決まっています。限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担となります。  
※平成30年8月から、2割負担の人のうち特に所得の高い人の負担割合が3割（保険料の未納による利用者負担引き上げの場合は4割）になります。
- 施設サービスを利用する場合は、自己負担金+食費+居住費+日常生活費などの負担が必要です。利用者の所得に応じて軽減制度がありますので、ご相談ください。

要介護度	利用限度額
要介護5	36万 650円
要介護4	30万8,060円
要介護3	26万9,310円
要介護2	19万6,160円
要介護1	16万6,920円
要支援2	10万4,730円
要支援1	5万 30円

## 自己負担額が高額になったときは

問 高齢福祉課 ☎24-1714

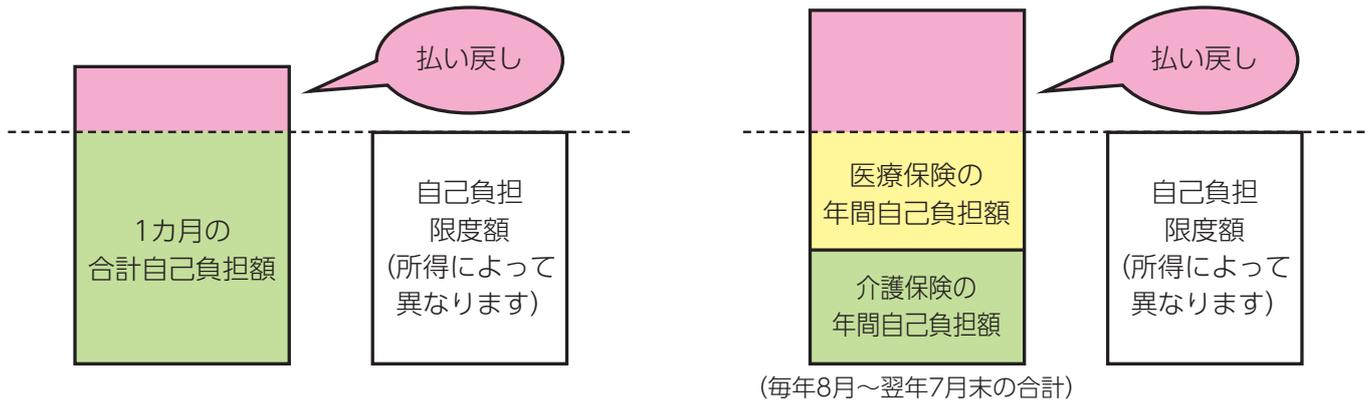
### 介護保険の自己負担額が限度額を超えるとお金が戻ります

1か月に利用したサービスの自己負担の合計額が上限を超えた場合は、市からお知らせし、高額介護（介護予防）サービス費として申請により払い戻します。一度口座振込の手続きをすると、以後は自動的に払い戻します。

### 介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額との年間合計額が限度額を超えるとお金が戻ります

#### 【対象となる場合】

国民健康保険に加入している人には市からお知らせします。また、後期高齢者医療制度に加入している人には、後期高齢者医療広域連合からお知らせします。その他の健康保険加入の人は、医療保険にお尋ねください。



広告

少子高齢社会に **夢** を

- グループホーム  
銀河・星城・白雲・龍星・嶺南
- デイサービスセンター龍星
- 介護付有料老人ホーム  
サポートシステム 龍星

居住の権利形態・利用種方式・利用の支払い方式・月払い方式  
入居の要件・入居時自立・要支援・要介護  
介護保険・認知症指定介護保険特定施設(一般型特定施設)  
居室区分・全室個室  
有料老人ホームの介護にかかわる職員体制:3:1以上

～保育から健康増進・介護まで～

**株式会社 新風会**  
NEW BREEZE  
〒795-0061 大洲市徳森1477番地1  
TEL(0893)25-6132 FAX(0893)25-3805

特定非営利活動法人  
アクティブボランティアセンター

**グループホーム  
デイサービス**

**阿歳の森**

グループホーム 大洲市阿蔵甲 1961-4  
TEL・FAX **0893-59-0777**

デイサービス 大洲市阿蔵甲 1961-1  
TEL・FAX **0893-24-4822**

有限会社 和みの会

認知症対応型  
**デイサービス大洲本町**  
〒795-0012 愛媛県大洲市大洲 45-1  
TEL (0893) **50-8177**  
FAX (0893) **50-8178**

**グループホーム春のうらら**  
〒795-0071 愛媛県大洲市新谷乙 917-1  
TEL (0893) **25-6753**  
FAX (0893) **25-0734**

## 高齢者支援

### 介護支援

☎ 高齢福祉課 ☎24-1714

#### 家族介護用品支給

介護用品(紙おむつなど)の購入にかかった費用を支給します。(支給額には上限があります)

【支給対象者】※次の要件をすべて満たす人

- 要介護4・5の認定を受けている65歳以上の在宅高齢者を介護している家族
- 要介護者および介護者が大洲市に住所を有していること(同一住所であることが必要)
- 要介護者および介護者の世帯構成員いずれも市民税非課税世帯であり、市民税などの滞納がないこと

#### 家族介護手当支給(在宅寝たきり高齢者など)

【支給要件】※次の要件をすべて満たす人

- 要介護者および介護者が大洲市に住所を有していること(同一住所であることが必要)
- 要介護者および介護者の世帯構成員いずれも市民税などの滞納がないこと
- 寝たきり高齢者などが介護保険サービスを受けていない期間を継続して1年間有していること

#### 《介護者》

- 寝たきり高齢者と同居し、生計を同じくする人で現に寝たきり高齢者などの日常生活の介護をしている市民税非課税世帯に属する人

#### 《要介護者》

- 要介護4・5の認定を受けている65歳以上の人で常時介護が必要な人。または重度の認知症となっている65歳以上の人で常時介護が必要な人

### 認知症支援

☎ 高齢福祉課 ☎24-1714

#### もの忘れ相談

認知症の人やそのご家族、介護職員などの心配ごとや悩みについて、専門医が総合的に相談に応じます。希望される人は、高齢福祉課までお問い合わせください。

#### 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、見守り、支援するため、認知症サポーターを養成しています。養成講座の開催を希望される場合は、高齢福祉課までお問い合わせください。

#### 認知症初期集中支援チーム

認知症専門医や複数の専門職がチームとなり、「認知症かも」と思われる人や、認知症の症状でお困りの人やその家族を訪問し、相談に応じ、医療機関や介護保険サービスの説明など、早期対応に向けた支援を行います。詳しくは、高齢福祉課までお問い合わせください。

### 生活支援

☎ 保健センター ☎23-0310

#### 高齢者の予防接種

定期的予防接種として高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌感染症の予防接種を県内の委託医療機関で行っています。

種類	対象者	
インフルエンザ	接種日に65歳以上の人	<ul style="list-style-type: none"><li>●接種期間は10月15日～12月31日まで</li><li>●予診票は医療機関に設置</li><li>●自己負担金は1,000円</li><li>●生活保護を受給している人は自己負担金を免除(証明書が必要)</li></ul>
肺炎球菌感染症	65歳の人	<ul style="list-style-type: none"><li>●接種期間は4月1日～3月31日まで</li><li>●対象者には、個別通知します</li><li>●自己負担金は4,000円</li><li>●生活保護を受給している人は自己負担金を免除(証明書が必要)</li></ul>

※60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能・ヒト免疫不全ウイルスで日常生活が極度に制限される障害がある人(身体障害者手帳1級相当)も対象になります

### 見守り支援

☎ 高齢福祉課 ☎24-1714

#### 緊急通報装置の貸与 一人暮らしの高齢者など

一人暮らしの高齢者などへ緊急通報装置を貸与しています。緊急ボタンを押すと、電話回線を通じて協力員や緊急通報センターに通報、応答対応します。

#### 位置情報サービス利用の補助

徘徊行動のみられる高齢者の早期発見と安全確保のため、位置情報サービスを利用する人に対し、初期費用の一部を補助します。希望される場合は、高齢福祉課までお問い合わせください。



高齢の人